

島根県物産観光館商品情報フィードバック実施要領

1 趣旨

この要領は、島根県物産観光館(以下、「物産館」という。)における商品情報のフィードバックに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 制度の目的

物産館での商品の展示・販売を踏まえ、商品に対する評価等について出品企業等にフィードバックすることで、商品力向上につなげることを目的とする。

3 対象商品

物産館で展示・販売した商品のうち、販売実績が伴わないことから取り扱いを終了する食品を対象とする。

4 フィードバック概要

(1) 内容

- ア 商品販売データ
- イ 消費者からの評価
- ウ 販売員からの評価
- エ その他

(2) 調査方法

物産館での展示・販売において得られた商品販売データを集計するほか、物産館に来館した消費者や物産館の販売員からの聞き取りを実施する。

5 結果報告

4の(2)により得られた内容を「島根県物産観光館商品フィードバック報告書」(様式第1号)により取りまとめ、対象商品を出品した企業等に報告するものとする。

6 その他

この要領に定める事項のほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年5月7日から施行する。